

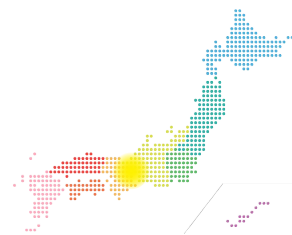
4. 先行事例に学ぶ就労選択支援

(1)「圏域ごとの特性を踏まえた県単位の取組」 (滋賀県 [湖北・湖東・湖南圏域])

1. 基本情報 (2024年10月時点)

- 人口 湖北 146,484人 湖東 152,959人 湖南 352,181人
- 面積 湖北 931.41 km² 湖東 392.04 km² 湖南 256.39 km²
- 資源 (事業所数を 湖北 / 湖東 / 湖南 の順で記載)

就労移行支援事業所 2/5/12 か所	就労継続支援 A 型事業所 9/4/15 か所
就労継続支援 B 型事業所 19/21/52 か所	就労定着支援事業所 3/3/6 か所
- 地域の特徴
 - ・ 日本のおぼろ中央にあり、北は福井県、東は岐阜県、南東は三重県、西は京都府と接している。
 - ・ 近畿地方に所属。県全体の人口は 140 万人と全国 26 番目となり、平均的な県。
 - ・ 滋賀県の中心には琵琶湖があり、その琵琶湖を囲む形で 7 つの福祉圏域に分かれている。



2. 取組の特徴

(1) 県の調整によるモデル事業の実施

令和 5 年度に厚生労働省で実施された「就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業」におけるモデル地域の一つとして滋賀県が取組を行った。

県が県内 3 圏域から計 5 事業所をモデル事業所を選定し、実施内容は県で指定せずに、各圏域において地域の特徴にあわせた取組方法を検討・実施。

県は、国事業受託事業者との調整や、各圏域で開催されるモデル事業に係る会議への参加等により県内のモデル事業の実施状況を把握できるよう努めた。

就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業

取組内容

県が県内 3 圏域から計 5 事業所をモデル事業所を選定。

各圏域において、**圏域の特徴にあわせた取組方法を検討・実施。**

県は、国事業受託事業者との調整や各圏域で開催されるモデル事業に係る会議への参加等により県内のモデル事業の実施状況を把握できるよう努め「第 10 回障害者就業・生活支援センター事業をより深く考えるための全国フォーラム」(令和 6 年 2 月 23 日)にて滋賀県のモデル事業の取組を報告した。



湖北 圏域

- ・ 長浜市、米原市
- ・ 面積 931.41 km² ・人口 146,484 人 (R6.1 時点)
- ・ **アセスメント後のケース会議の持ち方**について 2 パターンの方法を実施し、それぞれの課題や効果を検証。

湖東 圏域

- ・ 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
- ・ 面積 392.04 km² ・人口 152,959 人 (R6.1 時点)
- ・ これまで**障害福祉サービスとつながりのない相談者**に対して**就労アセスメント**を行うことでの効果や課題等を検証。

湖南 圏域

- ・ 草津市、守山市、栗東市、野洲市
- ・ 面積 256.39 km² ・人口 352,181 人 (R6.1 時点)
- ・ **さまざまな生活状況、障害種別の方を対象に就労アセスメント**を実施するほか、**アセスメントシートを複数使用**することで、就労選択支援事業の課題や効果を検証する。



(2) 地域性を考慮した各圏域の取組

<ケース会議の開催形態を2パターンに分けて検証(湖北圏域)>

アセスメント後のケース会議の持ち方について、各モデル事業所が個別に必要な関係機関を3機関以上集め、本人やその家族も加えてケース会議を行うパターン(個別のケース会議)と、モデル事業所3か所をはじめとする圏域全体の関係機関が集まりケース会議を行うパターン(全体のケース会議)の2パターンを実施してケース会議の開催形態による違いを検証した。

実施ケースの概要

● 個別のケース会議

モデル事業所が個別に関係機関(3機関以上)の調整を行いケース会議を実施。

※ 中立性を担保するため、直接支援に関わりのない機関にも参加を求めた。

対象者：就労移行支援利用者、就労継続支援B型利用者、特別支援学校等生徒、市町への相談者

活用シート：従来のシート、就労支援のためのアセスメントシート(JEED)

会議参加機関：障害者就業・生活支援センター、計画相談支援、特別支援学校、地域障害者職業センター、市町、本人、家族

※ ケースごとに参加機関は異なる。

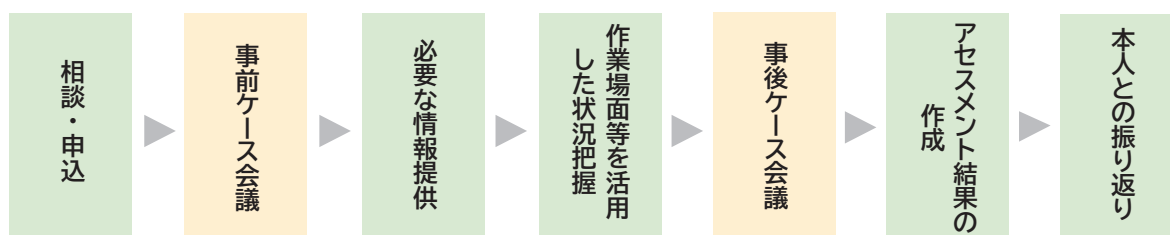
● 全体のケース会議

圏域全体の関係機関が集まりケース会議を実施

対象者：障害者就業・生活支援センターへの相談者、就労意向支援利用者、就労継続支援B型利用者

活用シート：従来のシート、就労支援のためのアセスメントシート(JEED)

会議参加機関：就労定着支援事業所、障害者就業・生活支援センターへの相談者、就労移行支援利用者、就労継続支援B型利用者、計画相談支援、基幹相談支援センター、ハローワーク、地域障害者職業センター、市町



<障害福祉サービスとつながりのない相談者に対する就労アセスメント実施（湖東圏域）>

障害者就業・生活支援センターへの相談者について、湖東地域障害者自立支援協議会労働部会構成員の就労移行支援事業所および障害者就業・生活支援センターがアセスメントを実施。これまで障害福祉サービスとつながりのない相談者に就労アセスメントを行うことの効果や課題、それらを踏まえた地域連携のあり方等を検証した。

実施ケースの概要

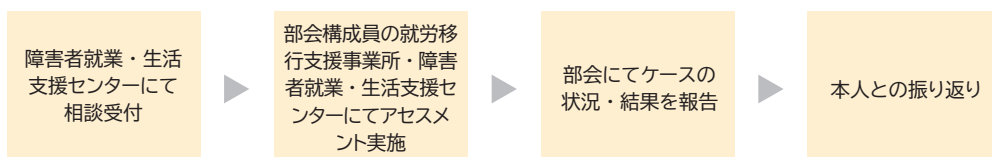
実施ケース：8 ケース ※ うち6 ケースは、過去に障害福祉サービスを利用した経験のない方

対象者：障害者就業・生活支援センターに相談のあった知的・精神・発達障害者 等

活用シート：従来のシート、職業評価結果

部会構成員：就労系障害福祉サービス事業所、計画相談支援、特別支援学校、ハローワーク、市町 等

その他：「作業場面等を活用した状況把握」について、就労移行支援事業所でのアセスメントだけでなく、地域障害者職業センターでの職業評価や企業での実習を活用した。



<いろいろなパターンを想定、就労アセスメントと就労選択支援事業を検証（湖南圏域）>

さまざまな生活状況（就労系障害福祉サービス利用者、特別支援学校生徒、障害者就業・生活支援センター登録者、行政窓口相談者）、さまざまな障害種別（身体、知的、精神、発達障害等）の方を対象にモデル事業を実施。また、圏域で活用されてきたこれまでのアセスメントシートとあわせて、一部ケースで（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）「就労支援のためのアセスメントシート」を活用するなど、アセスメントシートの検証をモデルケースにて実施、就労選択支援の課題や効果を検証した。

実施ケースの概要

実施ケース：14 ケース

対象者：下記表のとおり。

対象者所属	就労移行支援	就労継続支援 A型	自立訓練	特別支援学校	障害者就業・生活支援 センター	新規相談
人数	2	1	1	7	1	2
主たる障害種別	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害		
人数	2	9	1	3		

活用シート：従来のシート、従来のシート+ JEED の一部、従来のシート+ MWS・MSFAS、JEED

会議参加機関：就労移行支援、就労継続支援 A 型、障害者就業・生活支援センター、計画相談支援、委託相談支援、自立訓練、特別支援学校、市町、本人、家族

※ ケースごとに参加機関は異なる。

その他：聴覚障害者に対して、タブレット等を使用しての説明の実施や、知的障害者に対して、結果シート自体をわかりやすい形で作成するなど、意思疎通にかかる工夫を行った。

3. モデル事業実施後の動き

(1) 湖北圏域

<就労選択支援プロジェクトの設置>

湖北圏域では、地域の多様なニーズに応じた支援の提供と、関係機関の連携強化のため、圏域自立支援協議会に就労選択支援サービスプロジェクトを設置している。プロジェクトは、就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援、基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、行政機関などのメンバーで構成され、広域での体制整備を進めている。サービス開始後は本プロジェクトをモニタリングの場として活用し、圏域におけるサービスの運用状況の確認、必要な改善策を講じることで、支援の質を高めることを目指している。

<手引書の作成に向けた協議>

今後、就労選択支援の実施に必要な情報を網羅した手引書を作成することを考えており、プロジェクトの発足の経緯や、圏域自立支援協議会と連動していく必要性、アセスメントの共通認識を持ち、どこでも同じアセスメントを実施・フィードバックできる仕組み等を議論している。

<2つのモニタリングを実施予定>

現在、就労選択支援がうまく進むように圏域の枠組みをつくっているが、それがしっかりと機能するよう、サービス開始後にモニタリングを実施していく。

加えて、就労選択支援を受けて就労系障害福祉サービスを利用し始めた方が、なかなか次のステップにつなげていかない場合を想定し、特にセルフプランの方に対しての就労選択支援利用終了後のモニタリングを圏域自立支援協議会が担っていくことを考えている。

(2) 湖東圏域

<地域の就労支援の方向性と課題の共有>

令和 6 年度から、湖東地域就労選択支援会議を立ち上げ、圏域の就労課題を協議する場を設けている。この会議には、就労移行支援、計画相談支援、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、行政機関などが参加し、地域の就労支援の方向性を明確にし、課題を共有する取組を進めている。具体的には、地域のニーズに応じた支援プログラムの開発や、関係機関との連携を通じて、より効果的な支援体制の構築を目指している。

<特別支援学校との連携強化>

湖東圏域では、特別支援学校の在校生に対するアセスメントを強化する取組を進めている。会議には特別支援学校の教員も参加しており、在校生の就労準備やアセスメントの方法について議論を深めている。この連携により、在校生が卒業後にスムーズに就労に移行できるような支援体制を整備していく。

<アセスメントの流れの整理と改善>

アセスメントの共通化を図り、関係機関が同じ基準で評価を行えるようにすることで、支援対象者がどの機関を利用しても、同じ質の支援を受けられるようになることを目指している。また、就労選択支援の中立性を担保するため、第三者機関による評価やフィードバックの仕組みを検討し、支援対象者がより良いキャリアを築けるよう、地域全体で支援の質を向上させることを目指していく。

<計画相談支援の役割と責任の明確化>

就労選択支援においては、支援対象者の就労意欲や能力を正確に評価し、適切な支援を提供することが求められるが、計画相談支援の役割と責任が明確でないと、支援の方向性が定まらず、支援の質がばらつく可能性が生じる。しかしながら、湖東圏域では相談支援専門員が就労系障害福祉サービスに関する十分な知識を持っていないことが課題となっている。このため、計画相談支援の役割と責任を明確にすることや、相談支援専門員に対する就労系障害福祉サービスの研修や教育プログラムの充実が必要だと考えている。

(3) 湖南圏域

<地域で仕組みを創る>

令和6年度より湖南圏域障害児(者)自立支援協議会のプロジェクトチームとして「就労選択支援事業に向けた検討会」を立ち上げた。平成27年度の就労アセスメント本格実施の際に、圏域において同様の検討が行われていることから、就労選択支援の開始に向けて、改めて地域の関係機関で目指すべき方向性を共有し、障害のある人の働く可能性を応援していける地域を目指すことを目的としている。現行の就労アセスメント(学生期・成人期)の課題整理および実態把握を行ったで、今後、就労選択支援が開始となった際に想定される利用者数(各市の過去3年間の実績より想定者数を抽出)を見ながら、具体的な仕組みづくりに展開していく予定。

<より良い就労選択支援事業を地域で目指すための啓発活動の実施>

令和5年度モデル事業実施事業所において、就労選択支援の開始に向けた論点を整理したシートの作成や、モデル事業で得た経験を広く共有し、「それぞれの地域に必要なカタチは何か」を考える機会となるよう、県内の関係機関(労働局、各市の障害福祉課、県内就労系障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター等)を対象に出前トークを法人独自事業として実施している。

各圏域の自立支援協議会や滋賀県相談支援専門員協会、障害児入所施設、就労系障害福祉サービス事業所等から申込みがあり、関心の高さを感している。

湖南圏域モデル事業実施事業所による取組(例)

地域ネットワークの中で必要となる就労選択支援事業の在り方を地域単位で検討していくことが大事


地域において何から始めるか?のヒント

STEP1 就労選択支援事業ができる経緯・背景を知り、地域において共通認識を図る

STEP2 これまでの就労アセスメントを振り返る

STEP3 地域が目指したい形を考える

STEP4 地域みんなで仕組みづくりに着手する



今、取り組んでいること

①プログラム内容の再検討
情報保障ツールの作成、作業観察場面におけるより充実したプログラムの検討

②アセスメントツールの充実
・MWS、GATB、TTAP、BWAP2など様々な評価バッテリーを活用
・アセスメント(結果)シートの工夫

③地域との連携
湖南圏域の自立支援協議会にて、「就労選択支援事業に向けた検討会」のプロジェクトチームに参加

④就労アセスメントシート(JEED)の実践・検証
JEEDから活用方法について研究依頼を受け、より効果的な活用方法を検討

モデル事業所として

より良い就労選択支援事業を地域で目指すための啓発活動

無料
滋賀県内
限定

就労選択支援事業について 出前トーク承ります!

「より良い就労選択支援事業を地域で目指すための啓発活動」


「就労選択支援事業」の重要性を広く周知し、関係機関との連携を促進し、地域での実施に向けた準備を進める。

「就労選択支援事業」の重要性を広く周知し、関係機関との連携を促進し、地域での実施に向けた準備を進める。

「就労選択支援事業」の重要性を広く周知し、関係機関との連携を促進し、地域での実施に向けた準備を進める。

訪問型、オンライン型、どちらでもOK!
どんな場所でもお伺いします!

お問い合わせ先
社会福祉法人 あすこみっと
障害・暮らし応援センター「ひらく」
(湖南圏域障害者就業・生活支援センター)
電話: 077-661-1150 | e-mail: raku@assuon.or.jp
〒520-0801 滋賀県 甲賀市 甲賀町 1-1-1
[発行窓口] 相模・村澤



(4) 総括および県の関わり

各圏域において、圏域自立支援協議会内で会議やプロジェクトを立ち上げ、具体的な仕組みづくりが始まっている。制度目的の共有、現行のアセスメントの課題整理と実態把握、事業開始後の定期的なモニタリングの実施方法、アセスメントシートや流れの共通化などの検討が行われており、あらためて地域をアセスメントする視点で、就労系障害福祉サービス事業所だけでなく、市区町村、指定特定相談支援事業所、特別支援学校との連携や会議参画も積極的に意識されている。

県では、就労選択支援が有効に活用されることにより、障害のある方がその能力を最大限に発揮して働き、活躍できるよう、令和6年度、県内の関係機関が就労選択支援の目的に理解するための説明会を開催している。また、各圏域において地域資源等に差があることから、圏域単位での検討を促しており、サービス開始に向けた各圏域の検討状況等を把握するための調査を圏域自立支援協議会を対象に実施し、各圏域における方向性や課題を集約するとともに、結果を各圏域へ共有することで、サービス開始に向けた更なる検討促進を図っている。

(2)「地域の心構えと体制づくり」(島根県松江市)

1. 基本情報 (2024年3月時点)

- 人口 194,814人
- 面積 572.99 km²
- 資源

就労移行支援事業所 5か所	就労継続支援 A 型事業所 12か所
就労継続支援 B 型事業所 46か所	指定特定相談支援事業所 24か所
特別支援学校 5か所	
- 地域の特徴
 - ・ 県庁所在地、中核市
 - ・ 島根県東部、山陰のほぼ中央に位置する
 - ・ 障害者雇用状況：実雇用率 2.72% 達成割合 69.9% (2023年6月時点)



2. 取組の特徴

(1) 体制づくり「就労アセスメントワーキングチーム」

< 市の社会福祉審議会の中に設置 >

就労選択支援事業の導入を見据え、市社会福祉審議会内にあった就労支援検討チームの下部組織として、関係機関の就労アセスメント力の向上とその普及を図ることを目的としたワーキングチームを設置した。

就労アセスメントを通して、障害のある人が自己理解を深め、自らの持つ力を発揮して、適職とのマッチングへと導くことができるようなノウハウのシステム化を目指している。

< 多分野の関係機関が参加 >

実施主体は市と障害者就業・生活支援センターだが、事務局に基幹相談支援センター、構成員には就労系障害福祉サービス事業所、指定特定相談支援事業者、精神科クリニック、ハローワーク、中小企業家同友会など、実際の就労選択支援の実施に関わるさまざまな機関が幅広く参画している。



(3) 「地域づくり」「中立性・質の確保」機能

<モデルケースの協働・仕組みづくりの議論を経て>

これまでの仕組みづくりの議論では、就労選択支援に関する情報共有、勉強会のほか、「本人にとってやってみたいと思えるアセスメント」「相談支援専門員にとって使おうと思えるアセスメント」にするための意見交換、現行の就労アセスメントの事例をとおした運用面の共通認識づくりや改善策の意見交換等を行ってきた。これらのことが、協議会の6つの機能に合致していることを確認し、地域づくりにつながる可能性、意義を見い出している。

主な議論

- ・ 就労選択支援事業について、情報が更新された都度、定例会において情報共有、勉強会を行った
- ・ 松江市の就労アセスメントの実施状況を共有し、「本人さんが『やってみたい』と思えるアセスメントにするためには?」「相談員が『使おう』と思えるアセスメントにするためには?」について意見交換を行った
- ・ 直Bアセスメントのケース報告をもとに、運用面の共通認識づくり、改善策についての意見交換を行った
 - ⇒ 就労選択支援に関する認識が高まり、準備を進めていく必要性について共通認識がもてた
 - ⇒ 現行の直Bアセスメントについて、有効活用している事例、具体的なノウハウを共有できた
 - ⇒ ワーキングの活動と協議会の6つの機能が合致しており「地域づくり」に繋がる可能性を見出した

機能	内容
① 情報機能	困難事例や地域の現状、課題等の情報提供と情報発信
② 調整機能	地域の関係機関によるネットワーク構築困難事例への対応の協議、調整
③ 開発機能	地域の社会資源の開発、改善
④ 教育機能	構成員の資質向上
⑤ 権利擁護機能	権利擁護に関する取り組み
⑥ 評価機能	サービス等利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価

<「地域づくり」「中立性・質の確保」に向けた活動内容>

「地域づくり」「中立性・質の確保」の両機能を念頭におき、2024年度は各種研修会や意見・情報交換、ケース検討、地域全体の状況把握、地域課題の抽出・解決策の検討等に取り組んでいる。就労選択支援の有効活用や、スムーズな多機関連携の下地づくりが進んでいる。

さらに、就労選択支援の開始を見据え、ワーキングチーム全体での情報共有、意見交換のほか、「チラシ」「評価ツール」「企業活用」「運用面改善」の4チームに分かれて具体的な検討、具体策の実行を進めているところである。

2024年度の活動内容

①「地域づくり」機能

- ・ 継続的な学びの機会提供：継続的な圏域向け就労選択支援に関する研修会の開催等
- ・ 運用面の改善：就労選択支援事業候補事業所を交えての意見・情報交換
- ・ 就労全般に係る支援の質の向上：ケース検討（前年度残り2件、直Bケース等）
- ・ 就労全般に係る地域課題の抽出・解決：上記全般を通し、適宜、課題の抽出

②「中立性・質の確保」機能

- ・ 地域全体の状況把握：研修会参加者へのアンケート、ワーキングチームでの議論
- ・ 就労選択支援事業所のバックアップ：就労選択支援事業候補事業所を交えての相談
- ・ スムーズな多機関連携の下地づくり：就労選択支援の周知、リーフレット等の作成

チームによる具体的な検討

- 1 チラシチーム**

対象者をイメージしたうえで、主として本人向けに、就労選択支援の趣旨や内容、メリット等をわかりやすく伝えるチラシを作成、活用する。
- 2 評価ツールチーム**

有効性、実効性、効率等を踏まえ、どのようにアセスメント結果を取りまとめるかについて、方向性を見い出した。
- 3 企業活用チーム**

作業場面のアセスメントをとる場として、企業を有効活用したい。受入事業所（企業に限らずA型B型等を含む）への助成についても検討したい。
- 4 運用面改善チーム**

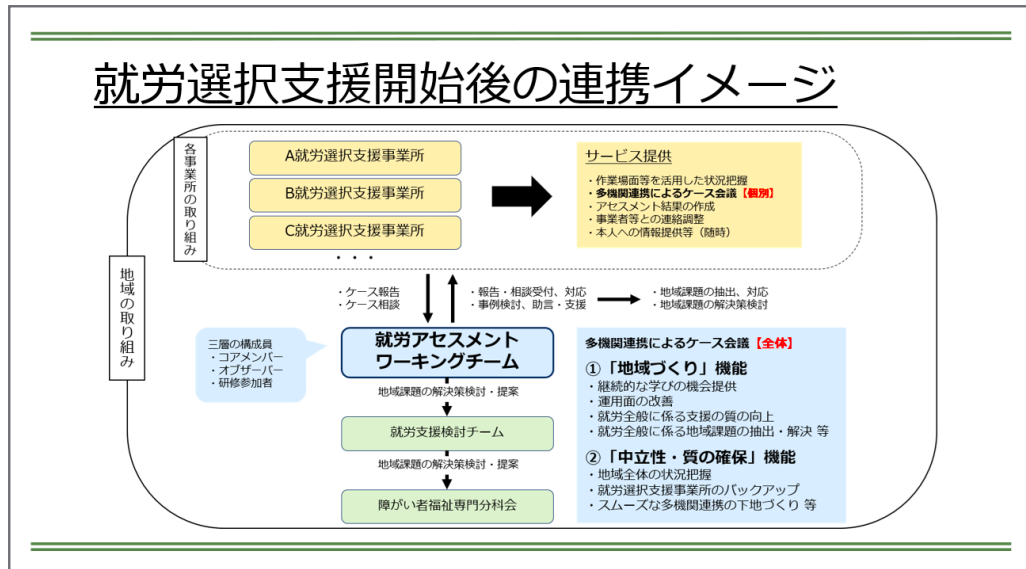
現状や課題点をより詳細に、明確にしたうえで、少しでもスムーズに（効率化・迅速化）運用できるようにするための具体的な方策を見い出し、実行したい。

3. モデル事業実施後の動き

< 中立性・質の確保 >

中立性・質の確保に向けて、就労選択支援開始後もワーキングチームを継続したいと考えている。就労選択支援事業所からケースを報告、相談してもらい、事例検討や助言、支援を行うことで、ワーキングチームが核となりサポート・アシストするといった連携を検討している。

制度の悪用防止には、就労選択支援事業所の実施したアセスメント内容や結果を、公の場へ報告する仕組みをつくるだけでも、一定程度の抑止力につながるのではないかと考えられる。さらには、アセスメントが適切なのか、本人にとってベストな提案なのか、などを検証する視点や仕組みも必要になってくると考えている。



< 就労選択支援事業の有効活用 >

就労系障害福祉サービス事業所では、受動的に同じ事業所に居続けてしまうことも多いのではないだろうか。十分な情報提供と体験機会の提供が重要で、本人が受けてみたいと言えるようなアセスメント、就労選択支援にしていくという視点が重要となる。

アセスメントに基づいて、本人がより力を発揮できる環境への移行が促進されていくことが期待される。就労選択支援が機能すれば、人材の掘り起こしや就労支援の質的向上につながり、地域が良くなる起爆剤となる可能性を秘めている。

キーワード

- (1) 少子高齢化・労働力不足、社会保障・働き方改革、雇用と福祉の連携
- (2) 就労選択支援の目的・内容
本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する作業場面等を活用した状況把握、多機関連携によるケース会議、アセスメントシートの作成、事業者等との連絡調整、本人への情報提供 を駆使する
- (3) 質の高いアセスメント、十分な情報提供と体験機会の提供
- (4) 円滑な運用、中立性・質の確保と向上

⇒ 本人が「より力を発揮できる環境への柔軟な移行」を促進させたい

(B→B、B→A、B→移行、B→一般、A→A、A→一般、移行→A、移行→一般等)

⇒ 「地域の就労支援の質的向上」のきっかけとしたい

(3)「官民一体となった仕組みの構築」(北海道釧路市)

1. 基本情報 (2024年3月時点)

- 人口 154,271人
- 面積 1,363 km²
- 資源

就労移行支援事業所 3か所(釧路市内)	就労継続支援 A 型事業所 17か所
就労継続支援 B 型事業所 65か所	指定特定相談支援事業所 22か所
特別支援学校 2か所	
- 地域の特徴
 - ・道東に位置する中核市
 - ・国内有数の水揚げ量を誇る漁港など、ひがし北海道の産業経済の中心



2. 取組の特徴

(1) 市の積極的な関わりによる体制整備

< 就労移行支援充実強化事業(市) >

平成25年4月、厚生労働省より就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの取り扱い等についての通知が発出され、障害福祉サービス利用者数の増加と特別支援学校の開校に伴い、支援体制の整備が課題となっていた釧路市では、市の事業として就労移行支援充実強化事業を開始することとなった。

この事業では、

- ・就労移行支援事業所の就労支援員への人材養成研修
- ・就労系障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした外部講師による研修会(年2回開催)
- ・釧路市版のアセスメントシートの作成

などを実施し、現在の釧路市における現在の就労アセスメントの基盤が出来上がった。

就労移行支援充実強化事業

- ▶ 就労移行支援事業所の就労支援員への人材養成研修
 - ▶ 就労系障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした外部講師による研修会(年2回開催)
 - ▶ 釧路市版のアセスメントシートの作成
- ➡ 現在の就労アセスメントの基盤が出来上がる

< 適切な役割分担と協働 >

実施主体は市と障害者就業・生活支援センターだが、事務局に基幹相談支援センター、構成員には就労系障害福祉サービス事業所、指定特定相談支援事業所、精神科クリニック、ハローワーク、中小企業など、実際の就労選択支援の実施過程に関わってくるさまざまな機関が、幅広く参画している。

市作成の「就労アセスメントフロー図」を事前打ち合わせ会議時に毎回配布し、各関係機関がどのタイミングで何をすべきか、確認できるようにしている。

就労アセスメント実施に係る事前打合せ

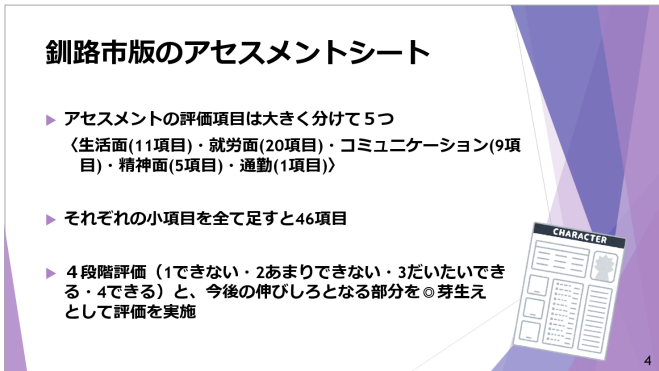
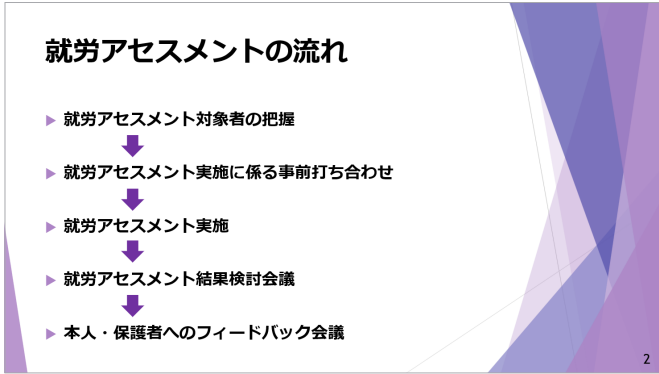
- ▶ 参集範囲は、就労移行支援事業所・相談支援専門員・養護学校等進路担当教諭・障がい者就業・生活支援センター・障がい福祉課
- ▶ 対象者の障がい特性やアセスメント実施時の配慮事項、学校での様子など幅広い情報共有を行い、円滑なアセスメント実施を目指す



(2) 就労アセスメントフローの確立

< 釧路市版アセスメントシート >

就労を希望する方に実施してきた障害者就業・生活支援センターの職業的アセスメント事例を100名程度精査し、就労に必要なとされるスキルを考慮して(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)やジョブコーチのアセスメントの視点等を参考に「釧路市版アセスメントシート」を作成し、共通ツールとしている。経験(実践)を積み重ね、各プロセスの手法や多機関連携の方法等のノウハウを集約することを目的としている。



就労系サービス利用に係るアセスメントシート(釧路版)

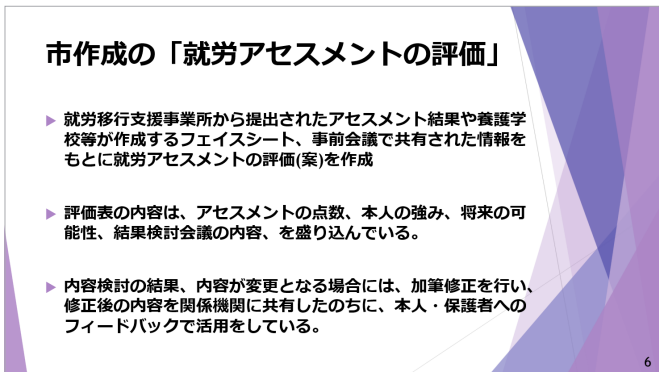
記載者()

記入年月日 令和 年 月 日()

アセスメント機関	担当者名
アセスメント期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
ふりがな 本人氏名	平成 年 月 日生(歳) 男・女 電話 ()
ふりがな 住所	
ふりがな 保護者氏名	続柄() 同居 別居(住所)
障害名	
重症障害 手帳種類 等級	家族状況
学校名 住所	科 担任() 電話 ()
希望事業所 住所	担当()
備考	

< アセスメント結果の評価と妥当性 >

複数の評価者による内容の差は、就労アセスメント結果検討会議において、評価表内の評価の理由を確認し協議して決めている。複数の目が入ることで、評価の妥当性を担保している。



就労アセスメントの評価

アセスメント結果会議実施日 令和 年 月 日

ふりがな 本人氏名	男・女	生年月日	平成 年 月 日生			
アセスメント実施機関:						
アセスメント期間						
アセスメント実施場所		作業内容	日数			
事業所			(時間)			
協力事業所名			(時間)			
協力事業所名			(時間)			
就労アセス評価項目	評価1	評価2	評価3	評価4	◎	評価基準
生活面(11項目)						評価1⇒できていない
就労面(20項目)						評価2⇒あまりできない(あまりできていない)
コミュニケーション(9項目)						評価3⇒だいたいできる(だいたいできています)
精神面(5項目)						評価4⇒できる(できています)
通勤(1項目)						評価◎⇒今後の成長によって、評価3~4となる可能性がある。
合計数						
本人の強み						
将来の可能性						
再アセスメントの必要性 有・無						
会議結果						

(3) フィードバックと可能性の提示

<フィードバック会議の開催>

市が作成した「就労アセスメントの評価」を基に結果の説明をするフィードバック会議を開催している。参集範囲は、本人、保護者、相談支援専門員（場合によって、障害者就業・生活支援センターも同席）としている。

このフィードバック会議の終了をもって、一連のアセスメントは終了としている。

本人・保護者へのフィードバック会議

就労アセスメントの評価

市町の社会福祉協議会 生活・福祉課

記入者氏名 ()

記入年月日 令和 年 月 日 ()

ふりがな 本人氏名 男・女 平成 年 月 日生 (歳)

ふりがな 住 所 電話 ()

アセスメント実施機関:

アセスメント期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

アセスメント実施場所	作業内容	日数
事業所		日 (時間)
企業		日 (時間)
協力事業所名		日 (時間)

項目	1	2	3	4	◎	備考
生活面(11項目)						
就労面(20項目)						
コミュニケーション(9項目)						
精神面(5項目)						
運動(1項目)						
合計数						

一般就労を希望しない理由

本人の良好な力

将来の可能性

再アセスメントの必要性 有・無 ()

総合所見

5

<本人の可能性の提示>

本人の可能性をつぶすような提案をしてはならないという考えのもと、フィードバック時には、仮に本人等が希望する行き先がある場合でも、アセスメントの結果、あなたにはこういう力がある、という可能性をしっかりと伝えることを重要視している。

現在のアセスメントシートは、事業者、市町、相談支援、特別支援学校が連携してブラッシュアップしたシートであり、具体的にどのように評価するかの説明まで入っているため、評価の質の統一につながっている。

一方で、アセスメントを行ったことで、即サービス利用ができるお墨付きを得た、という風にならないようにしないと、アセスメントが形骸化してしまう可能性がある。

アセスメント結果シート

記入者氏名 ()

記入年月日 令和 年 月 日 ()

ふりがな 本人氏名 男・女 平成 年 月 日生 (歳)

ふりがな 住 所 電話 ()

アセスメント実施機関:

アセスメント期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

アセスメント実施場所	作業内容	日数
事業所		日 (時間)
企業		日 (時間)
協力事業所名		日 (時間)

項目	1	2	3	4	◎	備考
生活面(11項目)						
就労面(20項目)						
コミュニケーション(9項目)						
精神面(5項目)						
運動(1項目)						
合計数						

一般就労を希望しない理由

本人の良好な力

将来の可能性

再アセスメントの必要性 有・無 ()

総合所見

3. モデル事業実施後の動き

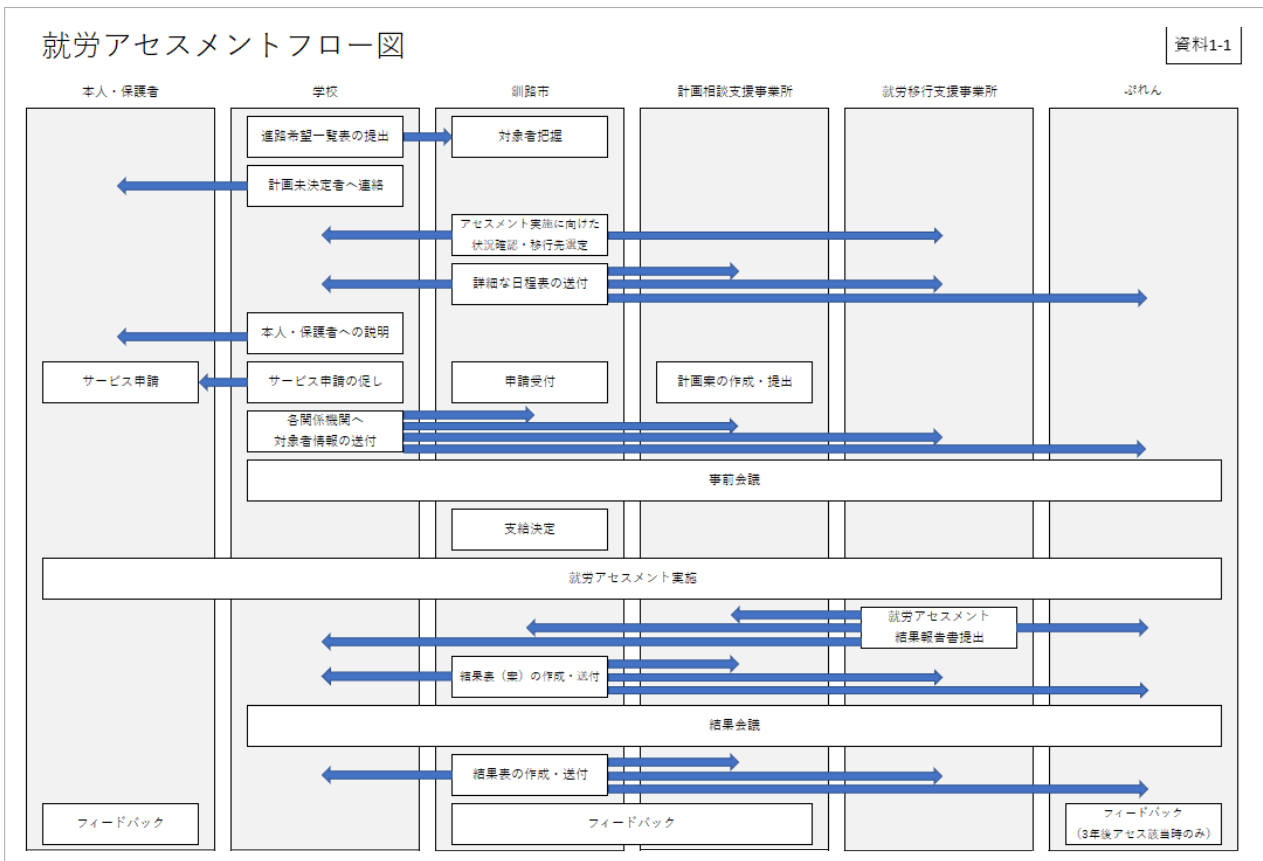
<対象者の多様化への対応>

従来の就労アセスメントシートは主に知的障害・特別支援学校向けの内容だったため、他の障害の場合に対応できるように、アセスメントシート自体を変更・修正していく必要があること、アセスメントシートを地域内で統一していくことを検討している。

<業務範囲の明確化の必要性>

就労選択支援事業所と関係機関とが、どこからどこまでやるのかを明確にしておくことが重要。各主体がそれぞれの役割をしっかりと認識して動ける形を整えておかないと、エリアによって運用にバラツキが出てしまう可能性がある。

釧路市では、これまで市が積極的に地域内関係機関の調整等を行ってきたが、今後は市と就労選択支援事業所との機能や役割の整理が必要になる。一方で、地域全体で、それぞれの機関が主体性と自覚をもって事業に関わる体制・システムづくりを早期から地道に積み重ねてきた効果が出ている。



5. 就労選択支援 Q & A

Q



特別支援学校等の生徒が就労選択支援を利用する場合、学校は欠席扱いになるのでしょうか？

A

特別支援学校等の生徒が、学校の授業日に就労選択支援を受けるために登校できない日については、当該生徒の出欠の扱いについて、校長の判断により「選抜のための学力検査の受験その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として「出席停止・忌引等の日数」に計上することが可能です。

Q

15歳以上18歳未満の者が就労選択支援を利用する場合、どのような手続きが必要でしょうか？

A

15歳以上18歳未満の者が就労選択支援を利用する場合、児童福祉法（昭和22年法律第164号）附則第63条の2及び第63条の3に基づき、児童相談所長から市区町村長に対して、当該者が就労選択支援を利用することが適当と認める旨の意見書（通知）を发出してもらう必要があります（※）。

（※）15歳以上（満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者を除く。）の障害児については、児童相談所長が障害者のサービスを受けることが適当と認め、その旨を市区町村長に通知した場合は、この通知に係る障害児を障害者とみなして訓練等給付費等の対象とすることとなっています。

【通知の発出に係る工夫】

自治体が、18歳未満で就労選択支援の利用を希望する生徒の情報を特別支援学校等から把握し、児童相談所長に対して就労選択支援の利用を適当と認める通知を一括して发出してもらうよう依頼する方法も有効と考えられます。

児童相談所長への依頼文について、参考様式を添付しましたので参考にしてください。

○○○○発第○○号
令和○○年○○月○○日

○○児童相談所長 殿

○○○○
障害福祉課長

就労継続支援B型事業の実施に係る意見について
(依頼)

下記の者については就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントのために暫定支給決定による就労選択支援事業の利用を希望しております。
つきましては主旨をご勘案いただき、暫定支給決定による就労選択支援事業の利用の要・不要につきまして、貴機関のご意見いただけますようご協力の程よろしくお願いたします。

記

氏名	生年月日	住所	備考

以上

同意書

○○児童相談所長 殿

私は就労継続支援B型事業を利用するために、就労選択支援事業所でアセスメントを受けることを希望します。

記

アセスメント希望者

本人署名欄 _____ 印

保護者署名欄 _____ 印

以上

○○○○発第○○号
令和○○年○○月○○日

○○○○
障害福祉課長 殿

○○児童相談所長

就労継続支援B型事業の実施に係る意見について
(依頼)

就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントのために暫定支給決定による就労選択支援事業の利用を希望している者についての意見を下記にてご報告いたします。

記

氏名	生年月日	住所	就労選択支援の利用
			変・不変
			変・不変
			変・不変
			変・不変

以上

Q 放課後等デイサービスを利用している児童を 47 ページ記載のように（18 歳以上の）障害者とみなして、同一日に就労選択支援を利用した場合、放課後等デイサービスに係る給付費と就労選択支援に係る給付費を同一日に算定することは可能でしょうか？

例）15 歳以上 18 歳未満の障害児が、日中に就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する。

A 可能です。

就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって就労に向けたアセスメント等の支援は含まれません。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、放課後等デイサービスに係る給付費と就労選択支援に係る給付費を同一日に算定することができます。



Q 障害児入所施設に入所している児童を 47 ページの記載のように（18 歳以上の）障害者とみなして、入所支援が提供される日に就労選択支援を利用した場合、障害児入所支援に係る給付費と就労選択支援に係る給付費を同一日に算定することは可能でしょうか？

例）障害児入所施設に入所する 15 歳以上 18 歳未満の児童が、日中に就労選択支援を利用する。

A 可能です。



就労選択支援は、就労に関する客観的かつ専門的なアセスメントを行うサービスである一方、障害児入所支援は、保護や日常生活における基本的な動作および独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うサービスであって就労に向けたアセスメント等の支援は含まれません。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、障害児入所支援に係る給付費と就労選択支援に係る給付費を同一日に算定できます。

Q 障害福祉サービスの日中活動サービスと就労選択支援を同一日に利用し、併給することは可能でしょうか？

A 障害福祉サービスの日中活動サービス（※）と就労選択支援については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていることや、支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できません。（相互の合議による報酬の按分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではありません。）

（※）日中活動サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援および就労継続支援（A型・B型）



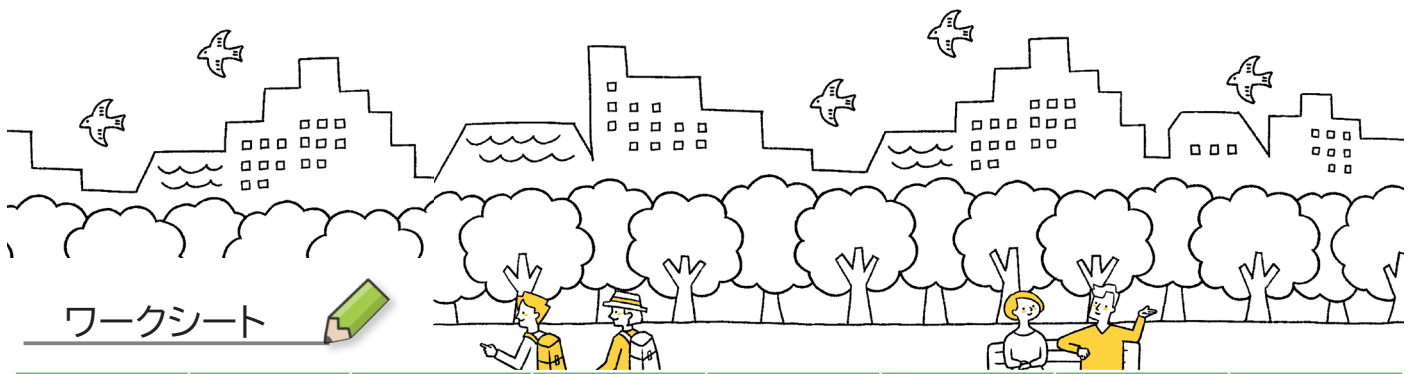
< 参考資料 >
就労選択支援ワークシート

< ワークシート > 地域全体向け ※ 就労選択支援実施事業所は Step2. ~ 4 を深堀

Step1. 地域資源はどのような状態になっていますか？


- ✔ 就労選択支援を実施する事業所はどこですか？ → リストアップして、縦軸に整理します。
- ✔ あわせて、どういう関係機関がありますか？ → リストアップして、縦軸に追加してください。
- ✔ 各機関の役割と関わるタイミングを設計します。

プレイヤー (地域資源)	入口	就労選択支援説明	支給決定	アセスメント実施	ケース会議	連絡調整	サービス調整
< 就労選択支援事業所 >							
移行 111	●	●		●	●	●	
移行 222	●	●		●	●	●	
...							
< 関係機関 >							
AAA 就労継続支援	●			●	●		
BBB 就労継続支援	●			●	●		
CCC 特別支援学校	●				●		
DDD 自立支援協議会	●				●		
DDD 市役所	●		●		(●)		
...							
< 相談支援 >							
計画相談支援 BBB	●		●		●		●
...							



プレイヤー (地域資源)	入口	就労選択支援説明	支給決定	アセスメント実施	ケース会議	連絡調整	サービス調整
<就労選択支援事業所>							
<関係機関>							
<相談支援>							

Step3. アセスメントシートは何を使いますか？

 名称、特徴、エリアでの決定事項を記入します。

名称	特徴	決定事項
〇〇市就労アセスメントシート	自立支援協議会就労支援部会で作成。20項目を5段階で評価。〇〇市の事情も反映している	エリアで共通のフォーマットを使用する
JEED 就労支援のためのアセスメントシート	就労に関する希望・ニーズ、就労のための基本的事項、就労継続のための環境、個人と環境との相互作用、協同評価、ストレングスにて構成	〇〇市で網羅できていない箇所を補完する際に用いる

ワークシート  

名称	特徴	決定事項

Step4. ケース会議はどう進めますか？



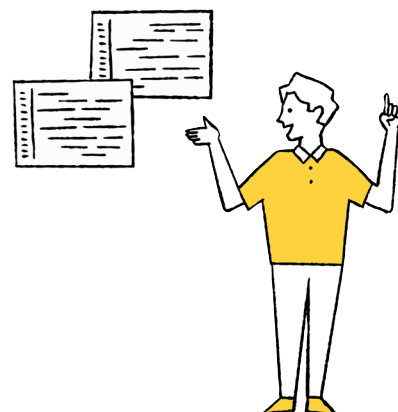
以下の内容について、地域の関係者と話し合っ、決めていきます。

項目	説明	決定事項
会議のタイミング、議論内容	就労選択支援事業の目的の共有と今後の進路選択や支援の役割分担を検討する際に実施が必要	就労選択支援事業開始前と終了段階の2回実施する
既存の会議利用（自立支援協議会就労部会？）or 個別（都度開催）	就労部会は2ヵ月1回の定期開催のためタイミングが合いにくい	個別で開催する
本人へのフィードバックの方法（含：フォーマット）	視覚的な理解がしやすい方も多いので、シートを用いて行うことが望ましい。就労可否のように伝わらないようにする	地域で共通シートを作成し、それを用いて説明を行う
就労選択支援の評価内容の「質の担保」「中立性」をどのように決めるか？→ 研修、ケース共有	研修を実施し、事例を通じて、質や中立性理解を深める。何が良くて何が誤っているのかを、地域内で共通認識にしたい	定期勉強会を開催する

ワークシート



項目	説明	決定事項
会議のタイミング、議論内容		
既存の会議利用（自立支援協議会就労部会？） or 個別（都度開催）		
本人へのフィードバックの方法（含：フォーマット）		
就労選択支援の評価内容の「質の担保」「中立性」をどのように決めるか？→ 研修、ケース共有		



Step5. 地域でのワークフローを確認しましょう



①～④を整理して、ワークフローとして共有

→ 1か月という期間を考えると、支給決定までの流れと計画性がカギ

プレイヤー (地域資源)	入口	就労選択支援説明	サービス等 利用計画	支給決定	担当者会議開催	アセスメント実施	ケース会議	連絡調整	サービス
支援学校	相談をする								
就労選択支援		オリエンテーション				実施	会議開催	アセスメントシート作成	
〇〇相談支援センター		相談	計画作成		感機関日程調整				必要に応じてサービス調整
〇〇市障害福祉課				認知調査など					
就労移行〇〇						訓練機会提供			

ワークシート



プレイヤー (地域資源)	入口	就労選択支援説明	サービス等 利用計画	支給決定	担当者会議開催	アセスメント実施	ケース会議	連絡調整	サービス

